小山市人権啓発パンフレット No, 7

外国人と人権

知っていますか?

わたしたち地球上のすべての人は、人間らしく幸せに生きる権利を持っています。それが人権です。

これは、肌の色、言語の違い、宗教の違い、国籍の違いは関係ありません。人権に国境は存在しないのです。

しかし、現実には、言語、宗教、習慣などによる違いから、様々な日常生活の場において軋轢（あつれき）が生じ、外国人に対する人権侵害につながっています。

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会を構成する一員として共に生きていくような、多文化共生の社会づくりを進める必要があります。

小　山　市
小山市教育委員会

日本に居住している外国人について、現在、どのような人権問題があると思いますか？

（問）日本に居住している外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？（複数回答）

外国人に関する人権上の問題は、「外国人の生活習慣や宗教·文化への理解や認識が十分でないこと」が46.0%で最も多く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」が37.7%、「外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができないこと」「外国人というだけで犯罪者のように見られること」がともに31.8%となっており、いずれも３割を超えています。

図表2.12　外国人に関する人権上の問題〈全体〉

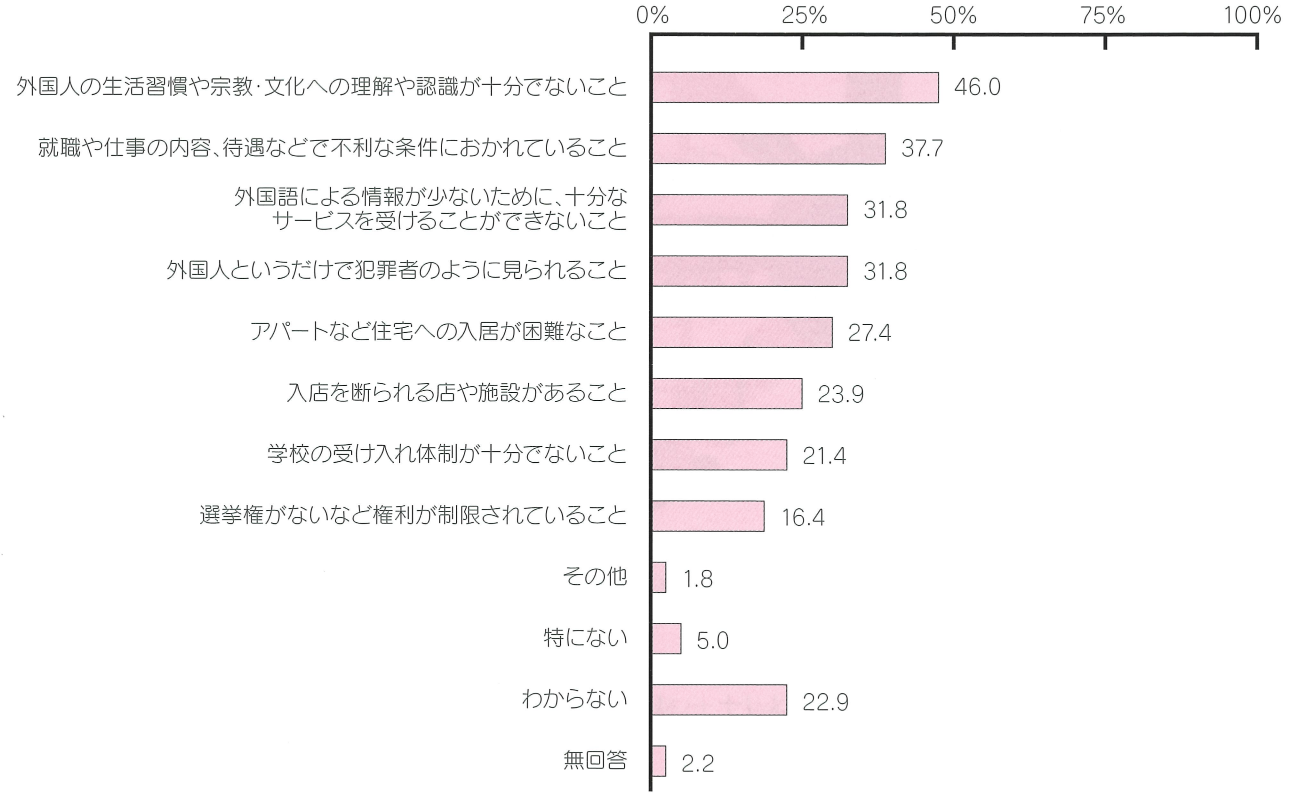

「小山市人権に関する市民意識調査報告書」(2016(平成28)年3月 小山市)

外国人の人権について考えてみましょう

人権に国籍や国境の壁はありません。今後ますます国際化が進み、外国人居住者が増加することが予想されます。

このような中で、同じ地域でともに暮らす仲間として、外国人の人権を尊重し、共生する地域社会を築いていくためにはどのようにすればよいでしょうか。外国人の方々にも日本語の理解や地域社会への積極的な参加が求められます。私たちも、外国人に対する誤解や偏見に基づく予断をなくして、お互いに尊重しあう意識を高めることや、外国人の宗教、習慣、文化を理解して、外国人の持つ価値観、生活習慣などの多様性を認め合うことが必要です。

ヘイトスピーチ問題

　近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。

　市民一人ひとりの人権が守られるためには、いじめや虐待はもちろん、人を誹謗中傷し、排斥するような人権侵害や差別は許されません。また、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

　2016（平成28）年６月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動への解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチが違法行為として位置づけられました。

　小山市では、国籍や人種、民族を問わず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、夢と希望の持てる社会を皆で築いていきたいと考えています。

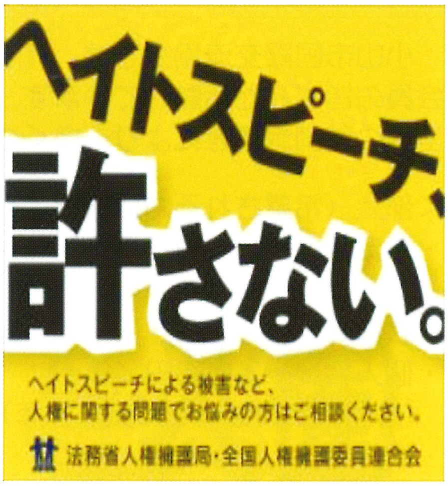

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会ポスター

みんなの人権110番
0570-003-110

小山市の取り組み

日本語の学習支援が必要な子どもたちのために

　小山市教育委員会では、日本語の学習支援を必要としている外国人の子どもたち等に、一定期間、集中的に日本語指導、生活指導等の初期指導を行うことにより、学校や社会生活に早く適応できるようにするため、小山市外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」を2008（平成20）年４月に東日本で初めて開設しました。

　開設以来８年間で、15カ国、195人の子どもたちがここで学び、育っていきました。

小山市外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」

「かけはし」授業風景

おりがみ教室の様子

小山市国際交流協会

小山市国際交流協会では、『できることから始めよう！草の根レベルの国際交流』をモットーに、会員の皆さんと活動しています。「小山インターナショナルフェスティバル」の実施や、国際理解教室への講師派遣等により、多くの市民と外国人との交流を図っています。

＜部会（希望される方は各部会に入ることができます）＞
・事業部会　　・研修部会　　・広報部会　　・翻訳／通訳部会

＜入会方法＞
・窓口にて
・電話で
・郵送で
・メールで

＜会費＞
・個人会員…3,000円／年
（外国人会員は1,000円／永年）
・家族会員…5,000円／年
・登録団体会員…3,000円／年
・賛助団体会員（企業）…10,000円／年

＜連絡先＞
〒323-0827　栃木県小山市神鳥谷931-3　小山市役所　神鳥谷庁舎2F
TEL/FAX：0285-23-1042　E-mail：oyama6iea@tvoyama.ne.jp

小山市の外国人のための相談室

日本で生活するなかでの疑問や不安、トラブルについてアドバイスします。
生活に関する相談から、各課窓口への通訳なども行っています。
まずは気軽にご相談ください。

場　所：小山市役所　外国人相談室（１階総合窓口の隣）
開設日：毎週月曜～金曜日（土日祝日、１２月２９日～１月３日を除く）
時　間：午前８時３０分～午後５時１５分
　　　　※午前、午後半日のみの開設日がありますので、ご注意ください。
言　語：スペイン語、ポルトガル語、英語(得意言語は、当日担当相談員によります)

平成27年度は2,152件の相談を受けました！

【主な相談内容】
・住民票や戸籍などの証明
・国民健康保険などの保険
・外国人の登録　　など

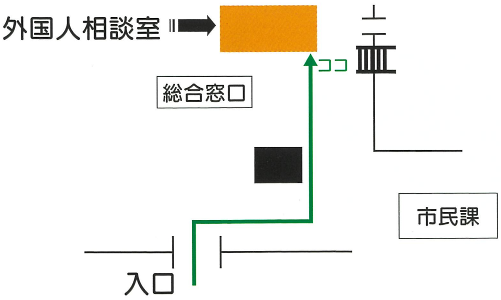

問合せ：0285-22-9439

発行　小山市総務部人権推進課　TEL 0285-22-9292　FAX 0285-22-8972　E-mail:d-jinken@city.oyama.tochigi.jp
小山市公式ホームページ　URL　http://www.city.oyama.tochigi.jp/　2017年３月発行　1703-2000